随意契約理由書

件				名	軌道検測車点検(令和5年度)
契	約	တ	相手	方	マティサ・ジャパン株式会社
根	抄	L	法	令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項2号

随意契約の理由

「軌道検測車」は、営業列車の運行が終わった深夜に、線路を走行しながら、軌道の狂い(軌道変位)を測定する車両である。

具体的には、①高低(レールの長さ方向の凹凸)、②平面性(線路のねじれ)、③軌間(左右レールの間隔)、④水準(カント)(左右レールの高低差)、⑤通り(正矢)(レールが曲がっていないか、曲線では曲がりが適正か)の状態を測定。測定されたデータ(軌道変位)を基に、適正に軌道保守管理を行い、営業列車の安全運行確保に役立てている。 そのため、安全かつ正確な軌道狂いの測定を実施するため、日々の簡易な始業点検とは別に、車両及び測定装置の点

検整備が必要である。 なお、軌道検測車の測定(測定値)は、検測トロリー・ユニットの動きをトランスジューサにより電気信号に変換し、データ収録ユニットを通して、記録及び解析装置に伝達する特殊なものである。また、軌道検測車の仕様は統一規格はなく、製造業者ごとに詳細仕様は異なる。そのため、検測システム製造元の技術保証を要するとともに、検測車の構造原理と性能に精通した者が点検する必要がある。よって、該当軌道検測車(検測システム)製造業者であるスイスのマティサ社の代理店(日本で唯一)であるマティサ・ジャパン㈱に随意契約する。

担 当 部 署 (問 合 せ 先)

交通局高速鉄道部施設課保線区

(電話番号 078-791-6585)